

平成 2 8 年第 2 回教育委員会

定例会議事録

平成 2 8 年 2 月 5 日

東久留米市教育委員会

平成28年第2回教育委員会定例会

平成28年2月5日午前10時07分開会
市役所6階 602会議室

- 議題 (1) 議案第9号 「東久留米市教育振興基本計画〔改訂版〕(平成27年11月)
平成28年度事業計画」の策定について
- (2) 諸報告
- ①東久留米市立学校適正配置等に関する検討委員会報告書について
 - ②その他

出席者(5人)

教 育 長	直 原 裕
委 員	尾 関 謙一郎
(教育長職務代理者)	
委 員	名 取 はにわ
委 員	細 川 雅 代
委 員	細 田 初 雄

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	師 岡 範 昭
指 導 室 長	加 納 一 好
教 育 総 務 課 長	遠 藤 毅 彦
学 務 課 長	傳 智 則
生 涯 学 習 課 長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	富 永 大 優

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

傍聴者 5人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時07分)

- 直原教育長 これより平成28年第2回教育委員会定例会を開会します。本日は委員全員出席です。
-

◎議事録署名委員の指名

- 直原教育長 本日の議事録の署名は名取委員をお願いします。
○名取委員 はい。
-

◎傍聴の許可

- 直原教育長 傍聴の方はいらっしゃいますか。
○鳥越係長 はい。
○直原教育長 それではお入りいただきます。

(傍聴者入室)

◎議事録の承認

- 直原教育長 議事録についてですが、平成27年12月25日に開催した第16回臨時会、平成28年1月12日に開催した第1回定例会の議事録についてご確認いただきました。第16回臨時会の議事録については名取委員と細川委員から修正のご連絡をいただきました。そのほかはよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、いずれの議事録も承認されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 直原教育長 「議案第9号 『東久留米市教育振興基本計画〔改訂版〕(平成27年11月)平成28年度事業計画』の策定について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 師岡教育部長 「議案第9号 『東久留米市教育振興基本計画〔改訂版〕(平成27年11月)平成28年度事業計画』の策定について」、上記議案を提出する。平成28年2月5日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由、平成30年度までの5年間の計画期間である「東久留米市教育振興基本計画〔改訂版〕(平成27年11月)」により、市の教育行政を推進するため単年度計画を策定する必要がある。個々については指導室長及び各担当課長から説明します。
- 遠藤教育総務課長 最初に教育総務課に係る事業について説明します。5ページをお開きください。体系図で言いますと「信頼される学校づくり」「安全・安心な学校づくり」「e)教育環境の充実」です。平成28年度の具体的な事業内容ですが、一つ目は中央中学校体育館の大規模改造工事等の実施、二つ目は神宝小学校の西側校舎棟の大規模改造工事の実施、三つ目は第五小学校北側用地に築造します特別教室等工事に伴う実施設計委託について、四つ目は南町小学校のトイレ改修工事、五つ目は第七小学校の受水槽の取替工事です。これらの工事を実施し、学校施設における教育環境の充実に努めていきたいと考えています。

○**傳学務課長** 学務課の施策を幾つかピックアップして説明します。同じく5ページの「d) 学校給食の充実」をご覧ください。○の一つ目ですが、「東久留米市小学校給食調理業務委託推進計画」に基づいて、安全・安心な調理体制を確立するため、小学校給食の調理業務委託を推進していきます。28年度では29年度から実施する第五小学校―南町小学校の学校給食の親子給食の組み替え、及び調理業務委託の準備を進めていきます。○の三つ目、中学校給食の予約システムの更新を行いより給食の予約がしやすく、保護者にも随時予約状況が確認できるようにしていきます。同じく5ページの一番下「e) 教育環境の充実」では、通学路の防犯カメラ設置に向けて、防犯カメラの管理及び運用に関するルールづくりや個人情報保護に関する検討など庁内関係部署との調整を進め、設置に向けて進んでいきます。6ページ上から2段目「a) 学校適正規模・適正配置の実施」について、小中学校の適正規模・適正配置についてはこの後に報告します検討委員会の報告書を受け、保護者や地域とともに適正規模・適正配置の検討を進めていきます。

○**市澤生涯学習課長** 生涯学習課の施策について幾つかピックアップして説明します。1点目は6ページ「①生涯学習活動の充実」「b) 地域教育力の再構築と地域課題の解決」です。○の一つ目、「小・中学生を対象とした体験型事業を指定管理者、文化協会などとともに推進し、子どもたちの可能性を伸ばできるように努めていきます。」。「③文化財の保護と活用」「b) 文化財の活用と確実な伝承・継承の推進」として、○の二つ目「郷土資料室等の文化財展示の充実を図るとともに、子どもたちや市民を対象とした講座の実施を推進します。」。3点目はスポーツ関係です。「④市民スポーツの振興」「b) スポーツ環境の整備」として、「指定管理者制度を生かし、良質な自主事業の提供などのサービスを一層充実させるとともに、スポーツ推進委員会のさらなる活性化を促し、市民スポーツ団体への支援を継続します。」。「⑥放課後子供教室の実施」として「放課後子供教室の推進」を行います。「平成27年度からスタートした放課後子供教室の状況を見ながら、拡大に向けて準備を開始します。」。

○**岡野図書館長** 6ページをご覧ください。図書館事業は「②図書館サービスの充実」「a) 資料・情報提供の充実と学習支援」「b) 歴史的な行財政資料・地域資料の収集・保存」「c) 子ども読書活動の推進」に基づいて実施していきます。特に、28年度に重点を置くことは、a)の部分では「生活や仕事上の課題解決や学習に役立つ図書館」ということです。数年来、図書館で努力しているところですが、なかなか必要な方に届いていない現状もあり、来年度は特に広報に重点を置きたいと考えています。また、10年以上前から「多文化コーナー」を設置しており、教育振興基本計画でも新たに「外国につながる子どもたちへの支援」も加えられ、また、来年度は障害者差別解消法の施行もあり、図書館利用に障害のある方たちへの図書館サービスにも力を入れていきたいと考えています。「b) 歴史的な行財政資料・地域資料の収集・保存」では、今年度は「語ろう東久留米」事業の記録冊子を発行しました。「学校編」に続き「戦争編」を準備しており、来年度早々には発行できる運びになっています。こちらの事業については継続して行っていく予定です。「c) 子ども読書活動の推進」では、第二次子ども読書活動推進計画が3年目になり、いよいよ柱の一つである「子ども読書応援団」を市民やボランティアの方も含めた、推進組織として結成していきたいと考えています。また、日本語が母語でない子どもたちへの支援や、特別な支援の必要な子どもたちへの支援にも重点を置いていきたいと考えています。

○**加納指導室長** 指導室からは、拡大または新規に行う事業を中心に説明します。1ページ目

の「②道徳教育の充実」「a) 道徳授業の改善」では、平成30年度からの小学校、31年度からの中学校での「特別の教科 道徳」の実施を見据え、「考え、議論」する道徳へ向けた指導法の研究を進め、小・中学校において一部先行実施を行います。生命尊重の精神、グローバル化、いじめ問題、情報モラルなどの内容を取り上げ、「特別の教科 道徳」の学習指導要領に沿った事業を展開していきます。「③いじめ防止教育の推進」「c) 情報モラル教育の推進」の三つ目の○ですが、「SNS東京ルール」が東京都教育委員会で策定されたことを受け、本市の学校でも児童・生徒が話し合って「SNS学校ルール」を、家庭では保護者と子どもが話し合って家庭のルールをつくっていく事業を推進していきます。「④不登校問題への対応」「a) 不登校問題への対応」では、一番下の○になりますが、現在、不登校児童・生徒増えており、特に、小学校から中学校にかけて不登校の生徒が増えている状況があります。今もさまざまな対応は取っていますが、どういう状況が原因で不登校となっているのか、未然防止のための方策についても学校あるいは生活指導主任会等で検討していきたいと考えています。2ページをご覧ください。「⑤防災教育の推進」、上から二つ目の○です。東京都が作成した「防災ブック」を有効に活用するため、東京都教育委員会では「防災ノート」を作成しましたが、その中には児童・生徒が保護者とともに学ぶページがあります。こうしたページを活用し、家庭と連携した防災教育を一層充実させていきます。続いて、「⑥オリンピック・パラリンピック教育の推進」ですが、本市においても本年度、オリンピック、パラリンピアンあるいはトップアスリートが学校を訪れ、子どもたちに講演あるいは実技を見せることによってオリンピックへの意識を醸成してきましたが、そうした交流活動だけではなく、来年度にはオリンピック・パラリンピック教育推進委員会を設置し、各教科や領域においてオリンピックやパラリンピックにかかわる授業を取り入れた年間指導計画を全小・中学校で作成し、実施していきます。「⑦体育・健康教育の推進」の三つ目の○「運動会や体育祭等の」というところですが、運動会の中で組体操あるいはタワーを練習する、あるいは実施する上で事故等が起き、児童・生徒がけがをしているという状況が報道されています。児童・生徒の安全、事故防止の観点から計画や運営を行うこと。児童・生徒の心身の発達段階や性別、体力、経験等を踏まえた適切な指導を行うこと。こうしたことで全教職員が十分な安全配慮の下に指導に当たることにより、児童・生徒の安全の確保を図っていききたいと考えています。続いて、「a) 学力の定着を図るための取り組みの推進」の四つ目の○ですが、「国語力ステップアップ学習」を全小学校で実施していきます。確かな国語力を身に付け、思考力、判断力、表現力等を伸ばさせるために、身に付けた力をさらに使って活用して学んでいく授業への改善を図るとともに、国語の指導を支援する学力向上指導員を小学校に配置し、国語の基礎学力の向上を図っていきます。3ページをご覧ください。小・中連携については、これまでも児童・生徒の直接交流等を行ってまいりました。二つ目の○ですが、研究推進校等において学力ステップアップ推進地域事業等を生かしながら、小学校と中学校との学習面での連携を研究、推進していきたいと考えています。次に、「③グローバル社会で活躍できる人間の育成」「b) 英語教育と国際理解教育の推進」では、次の学習指導要領から小学校の英語、現在は外国語活動ですが、英語が教科化される方向が出ており、東京都では平成30年度から先行実施の方針を出しています。そこで、本市としても小学校における教科化を見据え、ALTを活用した事業や教育課程についての研究を進めていきたいと考えています。また、本市では4人の中学校教員が海外派遣研修に参加し、オーストラリアやア

アメリカ合衆国に渡り、3カ月間の新しい英語指導の研修を受けてきています。こうした新しい英語教育を学んだ中学校英語科教員を中心に、学習内容や授業改善を推進していきます。

「④地域社会の活性化に貢献できる人間の育成」「b) 地域を生かした体験活動の推進」ですが、戦争中、戦後の本市の発展の様子を子どもたちによく知ってもらいたいと考えています。市の歴史をよく知っている地域の方を学校に講師として招き、児童・生徒が本市の近現代史を学び、本市の発展してきた流れを知り、東久留米を愛する気持ちを持つことにつながるよう育てていきたいと考えています。4ページをご覧ください。「③教員の資質・能力の向上」「a) 教員の授業改善、指導力の向上の推進」では、先ほどの国語力ステップアップ事業に関連しますが、全小学校に指導室が訪問し、研究授業は国語で行い、国語の指導法を研修することで授業改善を図っていき、国語の基礎的、基本的な学習内容を身に付けさせていきます。「④特別支援教育等の充実」「c) 特別支援教室の設置」については現在準備を進めています。来年度は小学校を4ブロックに分け、第六小学校を拠点校とした東地区、第七小学校を拠点校とした西地区で巡回指導を始めます。また、第一小学校を拠点校とした北地区、第九小学校を拠点校とした南地区については平成28年度に準備を進め、平成29年度から巡回指導を行うことにより、特別支援教室での指導の充実、準備を進めていきます。5ページをご覧ください。「c) いじめ防止に向けた環境整備」の一番上の○ですが、いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、東久留米市いじめ問題対策連絡協議会、及びいじめの防止等のための対策を実効的に行うための東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会を開催します。第1回の会議はそれぞれこの2月に予定しています。四つ目の○ですが、学校だけでいじめを防止していくことはなかなか難しい現状がありますので、学校評議員会議などでいじめ防止や非行防止をテーマに取り上げ、議論することによって、家庭や地域の理解と協力を得た取り組みを推進していきたいと考えています。

○直原教育長 以上、各所管から説明してもらいました。多岐にわたりますがご意見やご質問があればお出してください。

○尾関委員 内容の充実した良い計画だと思います。特に、1ページの「④不登校問題への対応」の三つ目の事業に注目しています。往々にして「対応」だけにとどまっていたのを原因分析にまで目を向け、さまざまな原因を突き止めて未然防止の研究をしていく。こういう姿勢が全般的に見られることが必要だと思います。対応だけではどうしても後手後手に回っていきます。ほかの計画についてもこういう「未然防止」の姿勢で取り組んでもらえればと思っています。

○名取委員 不登校児童への対応については尾関委員と同じ意見です。しっかり取り組んでいただきたい。4ページの八つ目の○に国語の指導法を研修することが出ていますが、本市の学校別の学力調査等を見ても基本となる国語力を強化することが大事です。これに取り組んでもらえるのはとても良いことだと思います。

図書館の事業で、「a) 資料・情報提供の充実と学習支援」の三つ目の○に「情報活用講座を実施します。レファレンス記録をWEB公開します」とありますが、この情報活用講座は市民向けですか。また、レファレンス記録とはどのようなものですか。

○岡野図書館長 「情報活用講座」は市民向けのもので、今、図書館では国会図書館のデジタル化した資料の送信サービスを行っており、また、法令のデータベースや新聞のデータベ

ースを市民にお使いいただけるように、参考図書室に用意しています。ただ、その利用頻度がさほど高くないこともあり、それを活用するような講座を考えています。特に、法令情報については市民講座という形で、皆様の役に立つような内容にしたいと考えています。

レファレンス記録ですが、30年間分ぐらいにわたり図書館にご質問をいただいた記録を集積しています。どういう資料を提供したか、どういうツールを使ったかなどについてこれまでは紙ベースで記録してきましたが、今は国会図書館の共同のデータベースを利用し、そこに入力しています。現時点では一般公開ではなく、自分たちの研修用として運用していますが、順次、一般公開していこうと考えています。国会図書館のWEBサイトで、例えば、東久留米の黒目川に関する資料を知りたいと検索してもらおうと、日本全国の方が私どものレファレンス記録により、こういったことを調べれば良いということが分かる仕組みづくりを国会図書館でやってもらっています。

○名取委員 まだ具体的なイメージがつかめないのですが、レファレンスには、例えばこんなことを調べたいという市民からの照会があって、それに対してこういう本を紹介したとか、そういうことが出てくるのですか。

○岡野図書館長 そうです。この前、記念で1件だけ公開しました。本を読んで知った駄菓子の形を知りたいという例です。「胡麻ねじ」という名前なのですが、司書がいろいろ文献などを調べ、「この本の何ページにこういうデータが載っています」という情報を提供しました。それを決まったフォーマットに入力すると国会図書館が公開してくれます。そして、今度はほかの方がキーワードを入れると、今までの調査記録があるということが出てきます。「レファレンス共同データベース」というものです。これは全国ネットで行っていますので、地域資料に限らず日本全国の事例が調べられます。WEB上の検索アプリと同じです。図書館が行ったものの記録を全国的、世界中で調べられるというオープンなシステムです。

○細川委員 2点伺います。6ページの「c）子ども読書活動の推進」に「子ども読書応援団」がありますが対象は設定されていますか。また、5ページの「d）学校給食の充実」では、中学校給食予約はインターネットでも行えるということですが、実施する目はたっていますか。

○岡野図書館長 現在でも、子ども読書活動については、保護者や市民の方などが読み聞かせを行うなど、学校、児童館、図書館等でいろいろな活動をされています。それをネットワークするような形で、実際に推進する組織を図書館が中心となりつくっていこうというのが、計画にある「子ども読書応援団」です。今年度から準備は始めており、現在活動中の図書館関係のボランティアの方に集まっています。この応援団は、ボランティアの方がどのような支援を求めているのか、あるいは行政側にどのようなことを手伝ってもらいたいのかなどをやり取りしながら準備していこうと考えています。この2月のちょうど第3火曜日にスタートアップする予定です。これはボランティアと一緒に進めていく組織になりますので、行政側から先に提案するのはいかがかと思っていますので、まずは現状を伺ったり、あるいは必要性などを検討しながら進め、来年度中にはシステムがつかれるような形で進めていきたいと考えています。事業自体は計画にある全ての事業が対象になりまして、それを推進するための組織と考えていただければと思います。

○傳学務課長 中学校給食の予約システムについてです。2学期分からになりますが、9月から予約の受け付けの準備を進めていきたいと思っています。

○細川委員 「子ども読書応援団」はこれからということですが、内容が進みましたらまた教えてもらいたいと思います。中学校給食については給食の予約をする際、学校で並んで予約している生徒がたくさんいます。自宅でインターネットにより予約できるのはとても良いと思います。2学期からということですのでうれしく思います。

「b) スポーツ環境の整備」に関連して、市民スポーツのことで一言申し上げます。スポーツ推進委員は各スポーツ分野の専門の方々です。これまで以上に市民スポーツ団体の支援に参加してもらいたいと思っています。例えば、放課後子供教室では国語や算数だけではなく、坂上がりのできない子どもたちにはそれを教えたりするのも良いと思います。スポーツ推進委員にはいろいろな方がいますので、さらに活躍してもらいたいと思います。

○細田委員 先日、文部科学省で開催された研修会には全国の教育委員が集まったのですが、地域でスポーツクラブの会長をされている方が非常に多かったです。それも、小・中一貫のクラブです。千葉県柏市の教育委員の方が「うちの区域ではスポーツクラブでもそのまま小中一貫で中学校へ上がっていくので、不登校やいじめは一切ない」と明言されていました。そういう方が何人かいました。本市では小学校と中学校のクラブのつながりはどのようになっていますか。一貫性があるのでしょうか。

○直原教育長 学校関係と地域との両方でということですか。

○細田委員 はい。

○加納指導室長 それでは中学校と学校のクラブ活動の位置づけからご説明します。小学校ではクラブ活動は授業の中で行われており、「クラブ活動」という名前です。文科系と体育系とあり、小学生では4年生、5年生、6年生の全員がクラブ活動を行います。例えば、月曜日の6時間目に活動しています。顧問というよりは担任等の教員が指導に当たってします。中学校ではそういう時間割の中では行われてはいません。「部活動」という名称で文科系と体育系がありますが、ほとんどの場合は放課後に活動しています。部によっては試合前などに朝練習なども行います。指導については専門性の高い教員がいれば顧問として指導しますが、そうでない場合は外部から指導者をお願いしています。小学校のクラブ活動と中学校の部活動については直接の連携はしていません。

○市澤生涯学習課長 地域のクラブについてですが、私が把握している中では野球で数チーム、サッカーでも数チームが、小・中学校同じクラブで活動しています。小学校もクラブチームですので、一つの小学校で一つの野球チーム、サッカーチームというわけではなく、いろいろな学校から集まってきて一つのサッカーチームを構成しています。なお、全員が同じ中学校に進学するわけではありません。クラブチームとしての小・中連携はありますが、学校単位で見るとそれぞれ違う学校に進学し、スポーツをするときにまた地域のクラブチームに戻ってくるということだと思います。

○細田委員 地域のスポーツクラブに入らないお子さんが心配なので、本市にも一貫で行われているものがあればいいなと思ひ伺いました。

○直原教育長 ほかにはいかがでしょうか。それでは、採決します。「議案第9号 「東久留米市教育振興基本計画〔改訂版〕（平成27年11月）平成28年度事業計画」の策定について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であり、って、議案第9号は承認することに決しました。

◎諸報告

○直原教育長 諸報告に入ります。諸報告の「①東久留米市立学校適正配置等に関する検討委員会報告書について」の説明をお願いします。

○傳学務課長 「東久留米市立学校適正配置等に関する検討委員会報告書」の1ページをお開きください。この報告書についての位置づけです。教育委員会事務局内部では「東久留米市立学校適正配置等に関する検討委員会」を立ち上げ、これまで内部で検討を進めてきました。東久留米市の学校適正配置は平成14年に策定した「東久留米市立学校再編成計画」を基本として進められてきており、これまで滝山小学校、第八小学校、第四小学校の適正化を進めてきました。この計画の中では西部地域（下里小学校区域）及び中学校の再編成が示されていますが、その部分は未着手です。一方、平成27年1月に、文部科学省から「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」が示されました。この報告書は本市の学校再編成計画を文科省の手引きに照らして検証し、その結果を報告するものです。

2ページをご覧ください。本論の第1では文部科学省の手引きについて記載しています。文部科学省は公立小学校と中学校の設置者である市町村が学校統合の適否、または小規模校を存置する場合の充実策等を検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめた手引きを策定しました。その中で、学校教育法施行規則等で小・中学校の学級規模の標準を12から18としていること、通学距離については小学校では4km、中学校では6km、また、通学時間の目安を概ね1時間と示しています。適正規模を下回る場合の対応についても示されており、標準から外れた場合には基本的に統合を検討すること、逆に、小規模校を存続する場合にはメリットを最大限生かしてデメリットを解消、緩和する方策が重要であると示されています。

次に、第2として学校再編成計画の進捗状況について述べています。3ページにあるように、西部地域、滝山小学校が平成16年、第八小学校が平成22年、第四小学校が平成24年をもって閉校となっています。下里小区域については、学校再編成計画の中で、小規模校である下里小学校は第七小学校及び第十小学校との統合を基本に地域内再編成を行うという計画になっています。また、第七小学校の児童数増加への対応として学区域変更の検討を行った時期もありましたが、第七小学校の児童数が減少傾向に変わったことから、通学区域の変更が見送られた時期もあります。また、中学校の再編成については再編成計画の中で、中学校については市域全体の再編成を基本とし、今後の生徒数の推計や各地域の状況等、客観的条件を加味して具体的に検討しますという記述があります。

4ページの第3「東久留米市の学校の現状」をご覧ください。27年度に示された東京都の教育人口等推計によると、東久留米市の小学生の数は市全体で見るとやや横ばいからやや微増という傾向、また中学校はやや横ばいからやや微減という数値が示されています。しかし、地域を学区ごとに見ていくと児童・生徒数の増減に差が見られ、児童・生徒数は増加傾向にある学区と減少傾向にある学区に分かれているのが実情です。6ページ、7ページに現在の小学校と中学校の在籍数、学級数の表があります。8ページをご覧ください。別表3と別表4は東京都が示した向こう5年間、平成28年から32年までの、それぞれ上段が小学校、下段が中学校の推計表となっています。再編成計画で述べられている第七小学校、第十

小学校、下里小学校に注目すると、第七小学校においては現在18学級であるところを、向こう5年間で17、18、18、16、16といった学級数が示されています。次に、第十小学校は現在12学級のところ、12、11、11、9、9という数字が示されています。下里小学校においては、各学校の学年の単学級である6学級のまま32年度まで進む一方、児童数に着目すると現在の123人がだんだん減っていき、32年には100人を切るという推計になっています。次に中学校を見ると、東中学校の6学級がずっと続くというのが目立った数字になっています。

10ページの表をご覧ください。これが文部科学省の示した手引きです。学級数に応じた対応の仕方と、それに対応する本市の小学校と中学校を示した表となっています。上段が小学校、下段が中学校です。上段の小学校のうち6学級、クラス替えができない規模については、手引きでは学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要があります。該当するのは下里小学校です。また、9クラスから11クラスのところでは第十小学校が当てはまりますが、こちらは児童数予測等を加味し、今後の教育環境のあり方を検討する必要がありますというところに位置づけられます。下段の中学校においては東中学校の6クラスがありましたが、中学校の目安は6から8クラスについて生徒数予測等を加味し、今後の教育環境のあり方を検討する必要がありますというところに位置づけられます。また、9から11クラスの大門中、下里中、中央中もここに位置づけられます。

次に、11ページでは、「速やかに検討が必要な学校」に位置づけられた下里小学校について検証しています。下里小学校の児童数を見ると、平成11年度に100人を割り込み、単学級になって以来学級数は横ばいのまま、児童数は少しずつ減ってきている状況です。現時点で複式学級が発生する予測は示されていませんが、平成32年度には全校児童数は100人を切る予測となっていました。文部科学省の手引きには小規模校にあるメリットとして、少人数を生かした指導の充実が掲げられており、以下のような項目が示されています。①一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい、②意見や感想を公表できる機会が多くなる、③様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなるといったものが例示されています。一方、デメリットとしては12ページから書かれています。「学校運営上の課題」として、①クラス替えが全部の学年でできない、②クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない、③運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる、④体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる、⑤班活動やグループ分けに制約が生じる、⑥協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる等があります。2番目に「教職員が少なくなることによる課題」として、①児童の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、②教育個人の力量へり依存度が高まる、③教員同士の切磋琢磨、④教員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担、⑤平日の校外研修等に教員が参加しづらくなるということが掲げられています。また、「学校運営上の課題」として、①集団の中での自己主張や、社会性やコミュニケーション能力を身につけることがなかなか難しい、②児童同士の間関係や相互の評価が固定化しやすい、③協働的な学びの実現が難しい、④切磋琢磨する中での意欲や成長が引き出されにくい等々が掲げられています。

13ページの下段には下里小学校の「地域の状況」を示しています。下里小学校の学区域の大きな面積を占める久留米西団地は、東京都住宅供給公社により管理運営されている賃貸

住宅です。26年1月にこの公社が再編整備計画を立てていますが、平成40年度までとされている再編整備計画の中に久留米西団地は含まれていません。こうしたことから、久留米西団地の再編整備による児童の増加は現在見込めない状況になっています。

14ページからは、「今後の教育環境の在り方を検討することが必要な学校」として、特に東中学校に着目しています。東中学校はずっと6学級が進むということでした。また、小学校では第十小学校が該当し、中学校では東中のほか大門中、下里中、中央中が該当しています。「児童・生徒数の推移」は、第十小学校については31年度に9学級になる見込みです。東中学校は6から8学級の状況が続いており、今後の見込みも6学級のままとされています。大門中、下里中、中央中については12学級の適正規模を下回っているものの、9学級よりは下回らないということから、こちらについては再編成検討の特段の必要は現時点においては無いものと考えており、現時点で検討する必要があるのは東中であるとしています。

15ページには「教育環境上の課題」を示していますが、先ほど下里小学校で示したとおりです。その中でも教職員の数が少なくなることは、中学校においてはさらに影響が大きいことが考えられます。「地域の状況」ですが、平成27年7月に市において「上の原地区土地利用構想整備計画」が策定されました。この計画地区の中に東中学校も含まれており、また、その地域の北部には中低層住宅を中心とした住宅地の形成を図る地区が計画されていることから、これから生徒数が増加する可能性があります、どのくらい増えるかは現時点では予測が難しい状況にあります。

このようなことから、16ページに結論を示しています。文科省の手引きに照らして学校再編成計画に示された内容を検証した結果、速やかに適正化に向けた検討を要するのは下里小学校です。学校再編成計画には「小規模校である下里小学校は、第七小学校及び第十小学校との統合を基本に地域内再編成を行います。」と示されていますが、第七小学校は教育人口等推計によると適正規模の上限に近い学級数で推移することから、また、一方、第十小学校は今後も児童数の減少が続くことから、この部分について再編成の対象から第七小学校は除き、下里小学校は第十小学校への統合を基本にして地域内再編成を検討する必要があるとしています。また、東中学校においては、今後の生徒数の推移等を見ながら今後の教育環境のあり方を検討すると結論づけています。大門中学校、下里中学校、中央中学校においても将来推計に注視していく必要があります。また、最後に大門町の国家公務員住宅などの国有地等の再編成計画が発生し、学校用地として活用が可能な土地が出てくる見込みが生じた場合には、速やかに検討できるよう情報収集に努めていきます。このような結論になります。

○直原教育長 事務局において適正配置に関する検討結果を以上のように取りまとめました。

ご質問やご意見等がありますか。

○細川委員 28年4月に下里小学校に入学予定の児童数は分かりますか。

○傳学務課長 下里小学校に入学予定の児童数ですが、3月末の転入・転出、転勤等もありますので確定ではありませんが、現時点で押さえている数字は15人です。

○細川委員 下里小学校の2割程度のご家庭は母子または父子家庭と聞いています。そうすると学童保育もさらに必要になると思いますが、どのように考えていますか。

○傳学務課長 下里小学校や第十小学校にも学童保育はありますが所管が子ども家庭部であるため、十分調整しながら話は進めていかなければならないと考えています。そのことを

含め、庁内各部との連絡調整会議等も設定していきたいと考えています。

- 尾関委員** 小規模校のメリット、デメリットの説明がありました。1学級というところに注目して現在のいじめ問題等を考えてみると、下里小学校にいじめが多いと言っているわけではないのですが、そういう事態があったとき、転校以外に逃げ場がなくなる事態になるのではないかと思います。そこに住んでいるから1クラスの学校にしか行けないという状態であるのは、私立なら別ですが、公立の小学校として、市民に対する公平性の問題にも及ぶと思います。きちんとした教育環境を提供するという趣旨から言っても、下里小学校の存続は難しいと思いますので、検討を進めるようにお願いします。
- 名取委員** 一時期、文部科学省が少人数学級のメリットを随分言っていた時期がありましたが、何人が少人数学級として望ましいと言われていたのですか。また、現在はどのような状況ですか。
- 傳学務課長** 現在の文部科学省の予算要求状況ですが、平成26年度分までは少人数学級に対応するための教員数の増等が概算要求の中に、財務省に対する要求の中に含まれていました。ところが、平成27年度以降28年度を見ると、少人数学級に対応するための教員増という予算の重点項目はなくなっており、国また東京都を通じて少人数学級、現在は定数40のところを35人のことを少人数学級と言っていますが、これがさらに拡大したり進んだりすることは考えにくい状況にあります。
- 細田委員** 下里小学校と第十小学校の再編成に当たり、周辺の小学校の学区を見直すことはありますか。
- 傳学務課長** 第十小学校と下里小学校の周辺の学校というと第七小学校から第九小学校、本村小学校が該当します。しかし、今回の再編成の中では周辺の第七小学校、第九小学校、本村小学校の学区域を見直すことは考えていません。また、議論の中で、下里小学校と第十小学校の学区域の中で一部調整区域を設けることについては、地域の要望を聞く等の中で検討する余地はあると考えています。
- 名取委員** 検討委員会の報告書はよくまとまっていると思いますが、今後の進め方について伺います。
- 傳学務課長** この報告書はあくまでも事務局から教育委員会への報告になります。この内容について、まずは当該校の保護者への説明から始まり、次に、地域の方を含めた懇談会を立ち上げ、その中で議論を練り、地域の皆様方の一定の理解の下、実施計画案をつくりたいと思います。実施計画を改めて教育委員会でご審議いただき、認めていただければ、その後、統合準備会を組織し、保護者、学校評議員、自治会や地区青少協の皆様等にご協力願いながら準備を進めていきたいと考えています。一方、市議会には学校設置条例の改正についてご審議いただくことになると考えています。
- 尾関委員** これまでの第四小学校や第八小学校等と異なり、下里小学校の場合は平成25年に第七小学校の児童数増加への対応ということで、下里地域の通学区変更を検討しました。これによって、下里小学校の保護者は同校が存続すると思われたと思います。ここにあるように、それは第七小学校の児童数の推移の減少傾向により変更は見送られました。こういういきさつもありますので、速やかに下里小学校の保護者をはじめとした関係者に説明する必要があると思います。説明が遅れると、事実ではない噂が広まり、保護者に誤解されるような話が広がってしまう傾向があります。メリット、デメリットをきちんと説明した上で、教

育委員会ではこう考えているということを「できるだけ速やかに丁寧に」、矛盾するかもしれませんが、説明していただきたいと思います。できれば2月中にやってもらいたいと思います。

○**傳学務課長** ご意見ありがとうございます。年度末ということもありますので保護者や学校とも調整しながら説明会の設定をしていきたいと思います。

○**直原教育長** 今日時点のまとめとして、まずは報告書の説明をしてもらいました。文部科学省の手引きにあるように、単学級の学校ですと少人数学級を生かした指導のメリットもありますが、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくいとか、切磋琢磨する中で意欲や成長を引き出すことがなかなかしにくいという報告が先ほどありました。そういうことを総合的に考えれば、下里小学校については第十小学校への統合を基本として地域内再編成を検討するというこの報告書の結論を、教育委員会としては基本的にはこの報告書の内容を了とした上で、今後の取り組みを進めていきたいということではよろしいでしょうか。本日の時点ではまだ報告なので、教育委員会としての意思決定をするということではありませんが、この報告の内容を了とした上で、保護者や地域の方々に説明の場を持つこととなります。できるだけ早急にとの委員のご意見もありました。学校の事情もありますが、2月中ということの一つの目途にしていきたいと思います。恐らくは今後、何度も地域とのやりとりが必要になると思います。その後、意見交換や懇談の場を設け、さまざまな形で関係者の意見をよく聞いて、その上で教育委員会としての適正配置についての意思決定をしていきたいと考えますがそういうことではよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

では、そのように今後進めていきます。その他はいかがでしょうか。

○**岡野図書館長** 図書館から報告とご案内があります。先ず「東久留米市第2次男女平等推進プランの平成26年度事業進捗状況評価」が昨年出されまして、図書館事業についてはA評価をいただき、男女平等推進市民会議から表彰していただくことになりました。名取委員が座長をされています。理由の一つには、平成26年度を通して男女平等推進センターの所蔵図書のデータベース化を図書館が担当し、市立図書館のOPACで男女平等推進センターの資料も検索できるようになりました。また、男女平等推進センターとは連携した事業も進めており、特に、今年度については創業支援や、また、女性の起業のためのネットワーク支援システムの構築事業を産業政策課、生活文化課、図書館が連携して行うということで、現在パブリックコメントにかけられています「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の一つにも掲げられており、こういったことを今後も発展させていきたいと考えています。それが報告の一つ目です。

それから、机上に図書館事業のご案内を置きました。こちらでも28年度事業計画の中で説明しましたが、子ども読書計画の中で「パパ読」を進めており、今年度は児童館の事業に連携して土曜日の幼児の集いに参加させてもらったり、また、以前に児童館の先生をされていた方をお招きして、親子読書の事業を行っています。その一環で、お配りしました「とよたさん、絵本を読んで！」という事業ですが、これは絵本作家のかなり有名な方ですが、とよたかずひこさんという方をお招きして、明後日、中央図書館で本を読んでもらったり、語っていただいたりする事業を行います。とよたかずひこ氏は「ももんちゃん」の本で日本絵本賞を受賞されており、また「でんしゃにのって」という本では中央児童福

社審議会の児童文化財特別推薦も受けておられます。また、小学校1年生の国語の教科書の教材にも採用されていると聞いています。

もう一枚の資料ですが、「ひとハコ図書館」という事業を今年度行いまして、大変話題も呼び、好評でした。先ほどの事業計画の中で28年度も続けていこうということで計画しており、そのプレ企画を2月に行いますので、随時報告します。

○直原教育長 この件についてはいかがでしょうか。

○名取委員 私は男女平等推進市民会議の会長ですが、私個人だけではなく、委員みんなが図書館に対する表彰に賛同しました。ほかにも表彰させていただくところはあると思いますが、図書館がA評価をとられて本当に良かったと思います。今後のますますの連携を期待しています。

それから、お父さんの、本を読んでという事業ですが、私が文部科学省にいたときに、京都大学の正高教授の話を伺ったことがあります。お母さんが読むのとお父さんが読むのとは、声が違いますから、子どもに対する影響が全然違うそうです。特に、お父さんの声は「そこに行っちゃいけない」などの危険を伝える際にはものすごく効果があるそうです。お母さんが幾ら高い声で「そこは危ない」と言っても子どもは行っちゃうのに、お父さんが「だめだ！」と言うとすっと止まるということです。そういうこともあるそうなので、お父さんが絵本を読んでくれるというのは、子どもにとってとても良いことだと思います。この活動にも期待しています。

○直原教育長 ほかにありますか。

○傳学務課長 お手元に中学校給食の予約システムの資料をお配りしましたが、内容については平成28年度事業計画と同じ内容ですので、説明は割愛させていただきます。

◎閉会の宣告

○直原教育長 以上をもちまして、平成28年第2回教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午後零時18分)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

平成28年2月5日

教育長 直原 裕 (自 署)

署名委員 名 取 はにわ (自 署)